

第198期 決算公告

平成20年6月30日

和歌山市本町1丁目35番地
株式会社 紀陽銀行
取締役頭取 片山 博臣

貸借対照表（平成20年3月31日現在）

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|-----------|-------------------------|-----------|
| （資 産 の 部） | | （ 負 債 の 部 ） | |
| 現 金 預 け 金 | 67,108 | 預 金 | 3,133,761 |
| 現 金 | 35,725 | 当 座 預 金 | 123,240 |
| 預 け 金 | 31,382 | 普 通 預 金 | 1,145,178 |
| コ ー ル ロ ー ン | 20,751 | 貯 蓄 預 金 | 33,616 |
| 債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金 | 103,081 | 通 知 預 金 | 40,680 |
| 買 入 金 銭 債 権 | 6,395 | 定 期 預 金 | 1,710,788 |
| 商 品 有 価 証 券 | 2,860 | 定 期 積 金 | 19,123 |
| 商 品 国 債 債 | 2,203 | そ の 他 の 預 金 | 61,133 |
| 商 品 地 方 債 | 656 | 譲 渡 性 預 金 | 108,426 |
| 有 価 証 券 | 925,002 | コ ー ル マ ネ ー | 2,304 |
| 国 債 債 | 332,867 | 債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金 | 18,287 |
| 地 方 債 債 | 155,875 | 借 用 金 | 22,466 |
| 社 債 債 | 123,805 | 借 入 金 | 22,466 |
| 株 式 債 | 57,450 | 外 国 為 替 | 62 |
| そ の 他 の 証 券 | 255,004 | 売 渡 外 国 為 替 | 35 |
| 貸 出 金 | 2,272,500 | 未 払 外 国 為 替 | 27 |
| 割 引 手 形 付 | 38,246 | 社 債 | 16,000 |
| 手 形 貸 付 | 166,132 | そ の 他 負 債 | 43,824 |
| 証 書 貸 付 越 | 1,829,123 | 未 払 法 人 税 等 | 129 |
| 当 座 貸 | 238,997 | 未 払 費 用 | 7,587 |
| 外 国 為 替 | 1,512 | 前 受 収 益 | 1,901 |
| 外 国 他 店 預 け | 642 | 給 付 補 て ん 備 金 | 16 |
| 買 入 外 国 為 替 | 29 | 金 融 派 生 商 品 | 1,421 |
| 取 立 外 国 為 替 | 840 | そ の 他 の 負 債 | 32,767 |
| そ の 他 資 産 | 42,117 | 退 職 給 付 引 当 金 | 1,596 |
| 前 払 費 用 | 163 | 役 員 退 職 慰 勞 引 当 金 | 84 |
| 未 収 収 益 | 4,462 | 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 552 |
| 金 融 派 生 商 品 | 1,880 | そ の 他 の 偶 発 損 失 引 当 金 | 77 |
| そ の 他 の 資 産 | 35,611 | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 230 |
| 有 形 固 定 資 産 | 34,297 | 支 払 承 諾 | 25,324 |
| 建 物 | 10,447 | 負 債 の 部 合 計 | 3,372,998 |
| 土 地 | 19,384 | （ 純 資 産 の 部 ） | |
| 建 設 仮 勘 定 | 107 | 資 本 金 | 80,096 |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 4,357 | 資 本 剰 余 金 | 32,357 |
| 無 形 固 定 資 産 | 2,703 | 資 本 準 備 金 | 22,259 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 884 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 10,097 |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 1,818 | 利 益 剰 余 金 | 25,057 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 31,145 | 利 益 準 備 金 | 2,757 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 25,324 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 22,299 |
| 貸 倒 引 当 金 | △ 38,793 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 22,299 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 137,511 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △ 14,843 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | △ 0 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 340 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | △ 14,504 |
| 資 産 の 部 合 計 | 3,496,006 | 純 資 産 の 部 合 計 | 123,007 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 3,496,006 |

損益計算書 [平成19年4月 1日 から
平成20年3月31日 まで]

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|------------------------------|--------|
| 経 常 収 益 | 81,397 |
| 資 金 運 用 収 益 | 63,191 |
| 貸 出 金 利 息 | 49,345 |
| 有 価 証 券 利 息 配 当 金 | 12,469 |
| コ ー ル ロ ー ン 利 息 | 748 |
| 債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息 | 57 |
| 預 け 金 利 息 | 289 |
| そ の 他 の 受 入 利 息 | 280 |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 11,093 |
| 受 入 為 替 手 数 料 | 3,134 |
| そ の 他 の 役 務 収 益 | 7,959 |
| そ の 他 業 務 収 益 | 4,035 |
| 外 国 為 替 売 買 益 | 43 |
| 商 品 有 価 証 券 売 買 益 | 9 |
| 国 債 等 債 券 売 却 益 | 3,876 |
| そ の 他 の 業 務 収 益 | 105 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 3,077 |
| 株 式 等 売 却 益 | 1,400 |
| そ の 他 の 経 常 収 益 | 1,676 |
| 経 常 費 用 | 69,746 |
| 資 金 調 達 費 用 | 11,454 |
| 預 金 利 息 | 9,131 |
| 譲 渡 性 預 金 利 息 | 489 |
| コ ー ル マ ネ ー 利 息 | 15 |
| 債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息 | 368 |
| 借 用 金 利 息 | 670 |
| 社 債 利 息 | 472 |
| 金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息 | 225 |
| そ の 他 の 支 払 利 息 | 80 |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 4,432 |
| 支 払 為 替 手 数 料 | 624 |
| そ の 他 の 役 務 費 用 | 3,807 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 3,369 |
| 国 債 等 債 券 売 却 損 | 2,688 |
| 国 債 等 債 券 償 還 損 | 651 |
| 金 融 派 生 商 品 費 用 | 30 |
| 営 業 経 常 費 用 | 35,765 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 14,724 |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 3,632 |
| 貸 出 金 償 却 | 6,117 |
| 株 式 等 売 却 損 | 2,790 |
| 株 式 等 償 却 | 1,205 |
| そ の 他 の 経 常 費 用 | 978 |
| 経 常 利 益 | 11,651 |
| 特 別 利 益 | 2,699 |
| 固 定 資 産 処 分 益 | 9 |
| 償 却 債 権 取 立 益 | 2,689 |
| 特 別 損 失 | 6,002 |
| 固 定 資 産 処 分 損 | 76 |
| 減 損 損 失 | 248 |
| 親 会 社 株 式 売 却 損 | 5,142 |
| そ の 他 の 特 別 損 失 | 534 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 8,348 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 91 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 552 |
| 当 期 純 利 益 | 8,809 |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建 物 | 6年～50年 |
| 動 産 | 5年～20年 |

（会計方針の変更）

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ 45百万円減少しております。

（追加情報）

当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常利益及び税引前当期純利益は 83百万円減少しております。
 - (2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 繰延資産の処理方法
株式交付費は資産として計上し、定額法（3年）により償却しております。なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した新株発行費は、3年間の均等償却を行っております。
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿簿価から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 96,340百万円であります。
 - (2) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金について、平成16年6月29日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、廃止時における内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

(会計方針の変更)

従来、役員退職慰労金は、廃止時における内規に基づく要支給額を、役員の退任時に株主総会の承認に基づき支出時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当期から同報告を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、特別損失は84百万円増加し、税引前当期純利益は84百万円減少しております。

(4) 預金払戻損失引当金

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づき必要と認められる額を預金払戻損失引当金として計上しております。

(会計方針の変更)

従来、負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、払戻時の費用として処理していましたが、監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当期から同報告を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、その他の経常費用は102百万円、特別損失は449百万円それぞれ増加し、経常利益は102百万円、税引前当期純利益は552百万円それぞれ減少しております。

(5) その他の偶発損失引当金

信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(追加情報)

その他の偶発損失引当金は、平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴い信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、当期から将来の負担金支払見込額を計上しております。

これにより、その他の経常費用は77百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は77百万円それぞれ減少しております。

8. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

会計方針の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 1,538百万円
2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券102,858百万円については、当期末には当該処分をせず所有しております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,772百万円、延滞債権額は90,507百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が

生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,077百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は20,358百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は116,715百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は38,275百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 80,741百万円
その他資産 63百万円
担保資産に対応する債務
預 金 9,223百万円
債券貸借取引受入担保金 18,287百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券74,315百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金敷金は1,636百万円あります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、277,086百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が272,528百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 株式会社和歌山銀行から継承した事業用の土地について、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 Δ 269百万円
11. 有形固定資産の減価償却累計額 35,989百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,300百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金22,000百万円が含まれております。
14. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は13,713百万円あります。
16. 1株当たりの純資産額 123円 58銭
17. 貸借対照表上に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
18. 関係会社に対する金銭債権総額 11,263百万円
19. 関係会社に対する金銭債務総額 18,602百万円

20. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
 剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。
 当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、477百万円であります。
21. 単体自己資本比率（国内基準） 10.08%

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|--------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 455百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額 | 242百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 61百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|----------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 216百万円 |
| 役員取引等に係る費用総額 | 736百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 2,623百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 5,142百万円 |
- （注）その他の取引に係る費用総額は、親会社との親会社株式売却取引（売却額 7,298百万円）に伴う売却損であります。
2. 1株当たり当期純利益金額 12円02銭
3. 「その他の経常費用」には、貸出債権売却損 482百万円を含んでおります。
4. 「その他の特別損失」は、役員退職慰労引当金繰入額 84百万円、預金払戻損失引当金繰入額 449百万円であります。
5. 当期において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 248百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

| 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失 |
|-------|-------------|-----|--------|
| 和歌山県内 | 営業店舗 4 か所 | 土地等 | 47百万円 |
| 和歌山県内 | 遊休資産 1 2 か所 | 土地 | 201百万円 |
| 合計 | | | 248百万円 |

当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当期において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

6. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|-----|----------------|----------------|-----------|--------------------------------|----------------|--------|-----------|
| 親会社 | 株式会社紀陽ホールディングス | 被所有 直接100% | 経営管理 | 親会社株式の売却 (注) 売却代金 売却損 | 7,298 5,142 | — — | — — |

(注) 株式会社紀陽ホールディングス第三種優先株式及び普通株式の売却であり、第三種優先株式の売却価額については、第三者の評価に基づいて決定し、普通株式の売却価額については、平成19年10月31日の東京証券取引所における終値に基づいて決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

| 属性 | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|-----|------------|----------------|-----------|---------|-----------|----|-----------|
| 子会社 | 阪和信用保証株式会社 | 所有 直接100% | 当行の貸出金の保証 | 貸出金の被保証 | — | — | 486,080 |

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----------------------------|-------------|----------------|-------------------------------------|--------------|-----------|-----|-----------|
| 役員及びその近親者 | 住岡 賢 | なし | 取締役頭取 片山 博臣の近親者 | 資金の貸付 (注) | — | 貸出金 | 11 |
| 役員及びその近親者 | 上野 真弘 | なし | 取締役 上野 隆司の近親者 | 資金の貸付 (注) | — | 貸出金 | 20 |
| 役員及びその近親者 | 大東 一恵 | なし | 監査役 林 宏の近親者 | 資金の貸付 (注) | — | 貸出金 | 34 |
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | 赤井不動産開発株式会社 | なし | 監査役 林 宏の近親者が議決権の過半数を所有している会社 | 資金の貸付 (注) | 17 | 貸出金 | 23 |
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | 根田建設株式会社 | なし | 社外監査役 大平 勝之の近親者が議決権の過半数を所有している会社 | 資金の貸付 (注) | 10 | 貸出金 | 38 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引先と同様であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 当期の損益に含まれた評価差額 (百万円) |
|----------|-------------------|-------------------------|
| 売買目的有価証券 | 2,860 | 27 |

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額(百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) | うち益(百万円) | うち損(百万円) |
|------|---------------|---------|---------|----------|----------|
| 国債 | 4,995 | 5,012 | 16 | 16 | — |
| 地方債 | 8,431 | 8,488 | 57 | 57 | — |
| 社債 | 23,367 | 23,592 | 225 | 228 | 2 |
| その他 | 49,169 | 48,048 | △1,121 | 98 | 1,219 |
| 外国債券 | 49,169 | 48,048 | △1,121 | 98 | 1,219 |
| 合計 | 85,963 | 85,142 | △821 | 401 | 1,222 |

(注) 1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

| | 取得原価(百万円) | 貸借対照表計上額(百万円) | 評価差額(百万円) | うち益(百万円) | うち損(百万円) |
|------|-----------|---------------|-----------|----------|----------|
| 株式 | 57,863 | 54,026 | △3,836 | 9,788 | 13,625 |
| 債券 | 559,809 | 562,040 | 2,231 | 6,096 | 3,865 |
| 国債 | 328,871 | 327,871 | △999 | 2,584 | 3,583 |
| 地方債 | 144,810 | 147,444 | 2,633 | 2,734 | 101 |
| 社債 | 86,127 | 86,724 | 597 | 777 | 180 |
| その他 | 220,891 | 207,653 | △13,238 | 397 | 13,635 |
| 外国債券 | 200,096 | 191,111 | △8,984 | 350 | 9,335 |
| その他 | 20,795 | 16,541 | △4,253 | 46 | 4,300 |
| 合計 | 838,565 | 823,721 | △14,843 | 16,282 | 31,126 |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当期におけるその他有価証券で時価のある銘柄の減損処理額は、639百万円（すべて株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

5. 当期中に売却した満期保有目的の債券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
該当ありません。
6. 当期中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

| | 売却額（百万円） | 売却益の合計額 （百万円） | 売却損の合計額 （百万円） |
|---------|----------|------------------|------------------|
| その他有価証券 | 381,801 | 5,277 | 10,622 |

上記には親会社株式売却に係る売却額 7,298百万円及び売却損 5,142百万円を含んでおります。

7. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

| | 金額（百万円） |
|-----------------------------------|---------|
| 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式 | 1,538 |
| その他有価証券 非上場株式 | 1,884 |
| 非公募事業債 | 13,713 |
| 非上場その他の証券 | 219 |

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

| | 1年以内 （百万円） | 1年超5年以内 （百万円） | 5年超10年以 内（百万円） | 10年超 （百万円） |
|------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 債券 | 127,903 | 164,954 | 241,665 | 78,024 |
| 国債 | 105,655 | 54,954 | 116,372 | 55,884 |
| 地方債 | 5,222 | 48,245 | 101,708 | 698 |
| 社債 | 17,024 | 61,754 | 23,584 | 21,441 |
| その他 | 14,237 | 138,033 | 52,182 | 39,575 |
| 外国債券 | 14,237 | 137,676 | 50,829 | 37,537 |
| その他 | — | 356 | 1,352 | 2,037 |
| 合計 | 142,140 | 302,987 | 293,847 | 117,600 |

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）
該当ありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年3月31日現在）
該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

| | |
|------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 36,318百万円 |
| 繰越欠損金 | 12,251 |
| 退職給付引当金 | 8,883 |
| 有価証券償却 | 5,551 |
| その他 | 10,799 |
| 繰延税金資産小計 | 73,804 |
| 評価性引当額 | △ 40,272 |
| 繰延税金資産合計 | 33,532 |
| 繰延税金負債 | |
| 退職給付信託関係損益 | △ 1,240 |
| その他 | △ 1,146 |
| 繰延税金負債合計 | △ 2,387 |
| 繰延税金資産の純額 | 31,145百万円 |

(重要な後発事象)

当行の取引先である昭和ナミレイ株式会社は、平成20年6月5日付で大阪地方裁判所へ民事再生手続開始の申立てを行いました。同日現在の同社に対する貸出債権総額は822百万円であり、これに伴う翌事業年度の追加引当額は595百万円と見込まれます。

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 7社 会社名

紀陽ビジネスサービス株式会社
阪和信用保証株式会社
紀陽ビジネスファイナンス株式会社
紀陽リース・キャピタル株式会社
株式会社紀陽カード
株式会社紀陽カードディーシー
和歌山銀カード株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等 該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等 該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 7社

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

負ののれんの償却については、発生年度に全額償却しております。

連結貸借対照表（平成20年3月31日現在）

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 現 金 預 け 金 | 67,208 | 預 金 | 3,125,974 |
| コールローン及び買入手形 | 20,751 | 譲 渡 性 預 金 | 108,426 |
| 債券貸借取引支払保証金 | 103,081 | コールマネー及び売渡手形 | 2,304 |
| 買 入 金 銭 債 権 | 6,395 | 債券貸借取引受入担保金 | 18,287 |
| 商 品 有 価 証 券 | 2,860 | 借 用 金 | 22,466 |
| 有 価 証 券 | 923,906 | 外 国 為 替 | 62 |
| 貸 出 金 | 2,264,622 | 社 債 | 16,000 |
| 外 国 為 替 | 1,512 | そ の 他 負 債 | 51,394 |
| そ の 他 資 産 | 47,730 | 退 職 給 付 引 当 金 | 1,621 |
| 有 形 固 定 資 産 | 40,246 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 84 |
| 建 物 | 10,448 | 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 552 |
| 土 地 | 19,384 | その他の偶発損失引当金 | 77 |
| 建 設 仮 勘 定 | 107 | 再評価に係る繰延税金負債 | 230 |
| その他の有形固定資産 | 10,305 | 支 払 承 諾 | 25,355 |
| 無 形 固 定 資 産 | 3,542 | 負 債 の 部 合 計 | 3,372,837 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 1,229 | (純 資 産 の 部) | |
| その他の無形固定資産 | 2,313 | 資 本 金 | 80,096 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 32,107 | 資 本 剰 余 金 | 32,357 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 25,355 | 利 益 剰 余 金 | 25,687 |
| 貸 倒 引 当 金 | △ 41,616 | 株 主 資 本 合 計 | 138,140 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △ 14,814 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | △ 0 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 340 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | △ 14,475 |
| | | 少 数 株 主 持 分 | 1,200 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 124,866 |
| 資 産 の 部 合 計 | 3,497,703 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 3,497,703 |

連結損益計算書 (平成19年4月1日から)
平成20年3月31日まで

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------------------------|---------|
| 経 常 収 益 | 86,885 |
| 資 金 運 用 収 益 | 63,554 |
| 貸 出 金 利 息 | 49,699 |
| 有 価 証 券 利 息 配 当 金 | 12,477 |
| コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息 | 748 |
| 債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息 | 57 |
| 預 け 金 利 息 | 291 |
| そ の 他 の 受 入 利 息 | 280 |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 13,080 |
| そ の 他 業 務 収 益 | 7,101 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 3,149 |
| 経 常 費 用 | 75,011 |
| 資 金 調 達 費 用 | 11,449 |
| 預 金 利 息 | 9,119 |
| 譲 渡 性 預 金 利 息 | 489 |
| コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息 | 15 |
| 債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息 | 368 |
| 借 用 金 利 息 | 670 |
| 社 債 利 息 | 472 |
| そ の 他 の 支 払 利 息 | 313 |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 3,998 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 6,154 |
| 営 業 経 費 | 37,198 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 16,210 |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 3,744 |
| そ の 他 の 経 常 費 用 | 12,465 |
| 経 常 利 益 | 11,874 |
| 特 別 利 益 | 3,186 |
| 固 定 資 産 処 分 益 | 9 |
| 償 却 債 権 取 立 益 | 3,176 |
| 特 別 損 失 | 6,002 |
| 固 定 資 産 処 分 損 | 76 |
| 減 損 損 失 | 248 |
| 親 会 社 株 式 売 却 損 | 5,142 |
| そ の 他 の 特 別 損 失 | 534 |
| 税金等調整前当期純利益 | 9,058 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 579 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 1,251 |
| 少 数 株 主 損 失 | 34 |
| 当 期 純 利 益 | 9,765 |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
 - ①有形固定資産
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建 物 | 6年～50年 |
| 動 産 | 5年～20年 |

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産（貸与資産を除く。）については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。
（会計方針の変更）
平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ45百万円減少しております。
（追加情報）
当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常利益及び税金等調整前当期純利益は83百万円減少しております。
 - ②無形固定資産
無形固定資産（貸与資産を除く。）は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - ③貸与資産
有形固定資産又は無形固定資産に含まれている連結される子会社及び子法人等の貸与資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法により償却しております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は95,445百万円であります。
- (6) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

当行は、役員退職慰労金について、平成16年6月29日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、廃止時における内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

(会計方針の変更)

従来、役員退職慰労金は、廃止時における内規に基づく要支給額を、役員の退任時に株主総会の承認に基づき支出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、特別損失は84百万円増加し、税金等調整前当期純利益は84百万円減少しております。

(8) 預金払戻損失引当金の計上基準

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づき必要と認められる額を預金払戻損失引当金として計上しております。

(会計方針の変更)

従来、負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、払戻時の費用として処理しておりましたが、監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、その他の経常費用は102百万円、特別損失は449百万円それぞれ増加し、経常利益は102百万円、税金等調整前当期純利益は552百万円それぞれ減少しております。

(9) その他の偶発損失引当金の計上基準

信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(追加情報)

その他の偶発損失引当金は、平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴い信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、当連結会計年度から将来の負担金支払見込額を計上しております。

これにより、その他の経常費用は77百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は77百万円減少しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(13) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額(連結される子会社及び子法人等の株式を除く) 53百万円
2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券 102,858百万円については、当連結会計年度末には当該処分をせずに所有しております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 4,694百万円、延滞債権額は 90,199百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 1,077百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 20,358百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 116,329百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 38,275百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

| | |
|-------|-----------|
| 有価証券 | 80,770百万円 |
| その他資産 | 63百万円 |

担保資産に対応する債務

| | |
|-------------|-----------|
| 預 金 | 9,223百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 18,287百万円 |
| その他負債 | 30百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 74,315百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金敷金は 1,642百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、331,764百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 327,206百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 株式会社和歌山銀行から継承した事業用の土地について、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 Δ 269百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 47,954百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,300百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 22,000百万円が含まれております。
14. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 13,713百万円であります。
16. 1株当たりの純資産額 124円 56銭
17. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
18. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- | | |
|---------------|-------------|
| 退職給付債務 | △ 27,061百万円 |
| 年金資産（時価） | 28,262 |
| <hr/> | |
| 未積立退職給付債務 | 1,201 |
| 未認識数理計算上の差異 | △ 2,624 |
| <hr/> | |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | △ 1,423 |
| 前払年金費用 | 198 |
| 退職給付引当金 | △ 1,621 |
19. 連結自己資本比率（国内基準） 10.14%

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 6,997百万円、株式等償却 1,352百万円及び貸出債権売却損 625百万円を含んでおります。
2. 「その他の特別損失」は、役員退職慰労引当金繰入額 84百万円及び預金払戻損失引当金繰入額 449百万円であります。
3. 当連結会計年度において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 248百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

| 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失 |
|-------|-------------|-----|--------|
| 和歌山県内 | 営業店舗 4 か所 | 土地等 | 47百万円 |
| 和歌山県内 | 遊休資産 1 2 か所 | 土地 | 201百万円 |
| 合計 | | | 248百万円 |

当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

連結される子会社及び子法人等については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

4. 1株当たり当期純利益金額 13円45銭

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成20年3月31日現在)

| | 連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額 (百万円) |
|----------|----------------------|-------------------------------|
| 売買目的有価証券 | 2,860 | 27 |

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)

| | 連結貸借対照表 計上額(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) | うち益 (百万円) | うち損 (百万円) |
|------|---------------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 国債 | 4,995 | 5,012 | 16 | 16 | — |
| 地方債 | 8,431 | 8,488 | 57 | 57 | — |
| 社債 | 23,367 | 23,592 | 225 | 228 | 2 |
| その他 | 49,169 | 48,048 | △1,121 | 98 | 1,219 |
| 外国債券 | 49,169 | 48,048 | △1,121 | 98 | 1,219 |
| 合計 | 85,963 | 85,142 | △821 | 401 | 1,222 |

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)

| | 取得原価 (百万円) | 連結貸借対照表 計上額(百万円) | 評価差額 (百万円) | うち益 (百万円) | うち損 (百万円) |
|------|---------------|---------------------|---------------|--------------|--------------|
| 株式 | 58,037 | 54,290 | △3,746 | 9,887 | 13,634 |
| 債券 | 559,809 | 562,040 | 2,231 | 6,096 | 3,865 |
| 国債 | 328,871 | 327,871 | △999 | 2,584 | 3,583 |
| 地方債 | 144,810 | 147,444 | 2,633 | 2,734 | 101 |
| 社債 | 86,127 | 86,724 | 597 | 777 | 180 |
| その他 | 220,891 | 207,653 | △13,238 | 397 | 13,635 |
| 外国債券 | 200,096 | 191,111 | △8,984 | 350 | 9,335 |
| その他 | 20,795 | 16,541 | △4,253 | 46 | 4,300 |
| 合計 | 838,739 | 823,985 | △14,753 | 16,381 | 31,135 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当連結会計年度における減損処理額は、783百万円 (すべて株式) であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) 該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|---------|-----------|------------------|------------------|
| その他有価証券 | 381,820 | 5,287 | 10,634 |

上記には親会社株式売却に係る売却額 7,298百万円及び売却損 5,142百万円を含んでおります。

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額 (平成20年3月31日現在)

| | 金額 (百万円) |
|-----------|----------|
| その他有価証券 | |
| 非公募事業債 | 13,743 |
| 非上場株式 | 2,032 |
| 非上場その他の証券 | 219 |

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超5年以内 (百万円) | 5年超10年以 内(百万円) | 10年超 (百万円) |
|------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 債券 | 127,932 | 164,954 | 241,665 | 78,024 |
| 国債 | 105,655 | 54,954 | 116,372 | 55,884 |
| 地方債 | 5,222 | 48,245 | 101,708 | 698 |
| 社債 | 17,054 | 61,754 | 23,584 | 21,441 |
| その他 | 14,237 | 138,033 | 52,182 | 39,575 |
| 外国債券 | 14,237 | 137,676 | 50,829 | 37,537 |
| その他 | — | 356 | 1,352 | 2,037 |
| 合計 | 142,170 | 302,987 | 293,847 | 117,600 |

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

(重要な後発事象)

当行の取引先である昭和ナミレイ株式会社は、平成20年6月5日付で大阪地方裁判所へ民事再生手続開始の申立てを行いました。同日現在の同社に対する貸出債権総額は822百万円であり、これに伴う翌連結会計年度の追加引当額は595百万円と見込まれます。